

条例施行に伴う広報及び調査について

～啓発資材の作成～

参考資料編No. 1～No. 7を作成、

県社会活動推進課ホームページに掲載（No. 1～No. 6）

- No. 1 パンフレット「愛知県青少年保護育成条例のあらまし」
- No. 2 チラシ 「図書類取扱業者・家庭用ゲームソフト販売店の皆さまへ」
- No. 3 チラシ 「深夜営業施設事業者の皆様へ」
- No. 4 チラシ 「携帯電話事業者・販売店の方へ」
- No. 5 チラシ 「携帯電話・スマートフォンの使用について
～青少年が犯罪被害に巻き込まれないために～」
- No. 6 チラシ 「18歳未満の青少年が安全に安心して
インターネットを利用するために」
- No. 7 消費生活情報紙 あいち暮らしっく 2013年 No. 99

～条例の周知～

【県民向け】

- 株式会社 尾張東部放送（瀬戸・尾張旭・長久手市をエリアとするコミュニティFM放送局）ラジオ番組「情報発信！愛知県」（4月23日放送）
- 市町村広報への掲載依頼
- 消費生活情報誌「あいち暮らしっく」（参考資料No. 7）約13万部を携帯電話事業者、販売店及び各市町村、各県民事務所等に配布

【保護者・青少年向け】

- 「携帯電話・スマートフォンの使用について～青少年が犯罪被害に巻き込まれないために～」（参考資料No. 5）を15万部作成し、県内の中学1年生及び高校1年生に配布
- 生徒・保護者向けに県警サイバー犯罪対策課職員に講師を依頼してインターネット利用安全・安心講座を開催しており、講座の中で条例改正の内容を周知

【事業者向け】

- 社団法人電気通信事業者協会及び携帯電話事業者に対する説明を実施
- 7月の条例施行までに、県内約 1,300 ある各事業者、販売店全店に対し、各警察署職員による条例の周知
 - ・ 「携帯電話事業者・販売店の方へ」（参考資料 No. 5）による内容説明
 - ・ 各店舗での「あいち暮らしっく」（参考資料 No. 7）の配布依頼

～条例調査～

- 7月の条例施行時に愛知県と愛知県警察の条例調査員による販売店に対する調査を実施
- 今後、青少年が携帯電話端末等を購入する時期（12月以降）にあわせて、販売店に対する調査を実施